

天王川公園屋外照明設備等改修工事（設計・施工一括発注）
要求水準書（業務仕様書）

1. 適用範囲

本要求水準書は、「天王川公園屋外照明設備等改修工事（設計・施工一括発注）（以下「本事業」という。）」について適用する。本事業は、本要求水準書を含む契約図書に基づいて実施する。

2. 事業目的

本業務は、天王川公園全体の屋外電気設備を対象とする。

本公園の電気設備は、照明設備や配電設備の老朽化が進むと共に、経年的な整備により多数の引き込みがあるなど、効率的な現状ではない。

こうした現状を踏まえ、本業務は

- ・公園内の防犯及び安全性のための照度を確保し、日没から 21 時頃までの利用者の向上ができる照明設備の機能更新を行うこと。
- ・歴史ある公園の照明機能として、観光的な視点のライトアップを行ない、歴史景観と調和した意匠とすること。
- ・ランニングコストが低減でき、効率的で省エネルギーな電気設備システムとすること。
- ・弱電設備を設置することにより、利用者の利便性を向上させ、安全で快適な公園になるように設備を提供すること。

を目的としている。

なお、本業務は、屋外照明設備等の改修をデザインビルド方式にて実施する。

3. 事業概要

(1) 業務名

天王川公園屋外照明設備等改修工事（設計・施工一括発注）

(2) 期間

契約日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日

※上記期間内に業務が完了しない場合は市と契約業者で協議を行い、期間を概ね 6 か月間延長することができるものとする。

例：設計書の作成 3 か月間、工事施工 6 か月間の日数が必要なため等

(3) 実施場所

天王川公園内

(4) 整備対象設備

- ア 受変電設備及び園内分電盤設備の改修及び新設
- イ 配管配線設備の改修及び新設（既存施設・設備への接続）
- ウ 屋外照明設備（機能照明設備及び演出照明設備）改修及び新設
- エ 屋外コンセント設備改修及び新設（イベントで必要なコンセント設置）
- オ ポンプ給電設備の改修（給電先を一括にし、基本料の削減）

- カ トイレ及びステージ等への給電設備の新設
- キ 弱電設備（放送設備、防犯カメラ及び警報設備、Wi-Fi など）の改修及び新設の検討
- ク その他（改修を行うトイレへの給電、弱電の接続、新設する汚水ポンプへの給電、弱電の接続他）
- ケ 上記業務内容以外で改修に係る不具合が出た場合に対応すること

（５）業務概要

ア 設計業務

- ① 都市公園内の電気設備設計（関係法令に基づく関係機関との調整及び手続き一式を含む）
- ② 対象電気設備の現状調査
- ③ 指定管理者などの関係者のニーズ把握・調整業務

イ 施工業務

- ① 都市公園内の電気設備工事
- ② 近隣への周知
- ③ 指定管理者と調整
- ④ 関係法令に基づく関係機関との調整及び手続き一式

ウ 工事監理業務

- ① 工事監理
- ② 関係機関の検査の立会いなど
- ③ 関係法令に基づく関係機関との調整及び手続き一式

４．要求水準

（１）整備対象施設

下記を要求水準として、詳細については、発注者と受注者で協議の上、決定する。

ア 共通事項

- ① 天王川公園の魅力向上、機能性及び利便性向上につながる電気照明設備とする。（明るさを場所によって変えて、照度で分かりやすく提示すること。）
- ② 電気照明設備機器に関しては、天王川公園の風景や歴史性、天王川公園内施設と調和する色彩、意匠、形態とする。
- ③ 日常的な利用の操作性は維持管理、保守管理、故障時の対応などの容易性、迅速性、安定性に配慮した計画を行うこと。
- ④ 都市公園の管理運営、イベントが円滑に開催できるように電気照明設備機器の選定及び設置方法に留意する。
- ⑤ 電気の配線は、引き込み用電線以外は原則、地中配線または水中配線とすること。FEP 管同等以上を基準とし、ハンドホールにより連絡する。地中埋設では各種法令及び基準に基づいて行うこと。また配管ルートがわかるように、適宜埋設標や埋設鋸を設置すること。また、丸池内に水中配線を行う場合は湊橋な

ど可動式の構造物に配線をしないように留意すること。

- ⑥ 高効率機器及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ることを検討する。
- ⑦ 新設で設置及び改修された、照明設備等の光熱水費の増減が分かるように提案すること。
- ⑧ イニシャル、ランニングの両コスト及び運用上の信頼性において、最も有利と考える方式を提案すること。
- ⑨ 機器の不具合発生時は、代替機器や修理部品等を迅速に準備し、速やかに不具合を是正できるような計画を行うこと。
- ⑩ 既存施設への給電、弱電の接続を行う、既存の機能を損なわないようにすること。既存施設や設備の改修に伴い機能更新などを行い、接続場所がなくなる場合などは市と協議確認し減ずることができる。
- ⑪ 分電盤や電線管など、将来計画の拡張性を考慮した計画を行うこと。
- ⑫ 事業スケジュールに支障がないよう、必要な各種許認可、届出等の手続を実施すること。また、市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。
- ⑬ 各種イベントについては工事工期など十分留意すること。（ランニングコースの道路舗装は剥がさないこと。）
- ⑭ 計画を進める上で、必要に応じて各関係機関との調整を行うこと。
- ⑮ 各照明設備については、照度分布図を提出すること。
- ⑯ 各照明設備については、その考え方とイメージパースと代表的な場所の照度を提出すること。
- ⑰ 工事完成後、公園全体の電気設備平面図、結線図、分電盤図などの図面を整理し、提出すること。
- ⑱ 完成一年後に1年点検を行い、機能不全箇所など、事業者負担で改善、修理すること。機能不全の理由が、予期せぬ災害や利用などに基づく場合はこの限りではない。
- ⑲ ライトアップについては、SNS等で採り上げられるような提案を取り入れるように検討すること。
- ⑳ 各照明設備等の設置位置や規模については、企画提案を基に市及び関係者と協議した上での機器選定や設計及び施工を行うこと。

イ 受変電設備に関する事項

- ① 公園管理者が管理しやすい仕様とすること。（照明タイマーの設置及び丸池周囲における照明の手動点灯・消灯が容易にできるようにする等）
- ② 歴史的景観に配慮した意匠を検討すること。

ウ 配管配線設備に関する事項

- ① ハンドホールを適切な間隔で配置すること。
- ② 照明設備についてはサービスセンター付近で集中管理できるよう計画する。詳細な場所等については、協議によるものとする。
- ③ 同公園内に工事が行われる場合は、双方の工事時に支障のないよう配慮した上

で、本業務受注者が該当施工業者と別途調整を行うこと。

エ 屋外照明設備に関する事項

- ① 屋外照明設備については、安全性や利便性を考慮した機能照明を設置すること。また、景観性や歴史性、祭事などに応じた演出照明を検討すること。
- ② 園内の園路及び広場、駐車場などの施設について、適切な照度を確保すること。
- ③ 既存屋外照明について、以下に示す屋外照明は残すこと。協議の上、移設、支柱色の塗り替え、灯具部分の意匠改修を行うことができる。
 - 1) 池周りの照明柱（寄附）
 - 2) 緑色の照明柱（ESCO 事業）
 - 3) 藤棚のフットライト（寄附）
- ④ 藤棚付近の花壇方面のライトアップを行うこと。（ライトアップの範囲は全体を照らすことに拘らず、より良い提案で企画すること。）
- ⑤ 藤棚下の園路のライトアップを行うこと。施工範囲は現在の藤棚の範囲とする。（ライトアップを行う際は、園路に設置される照明器具や配線管が藤の根を傷つけないよう造園業に深い知識を有した者の助言を求めること。また、公園管理者が藤まつり期間に行うライトアップに配慮すること。）
- ⑥ 屋外ステージのライトアップを行うこと。
- ⑦ 丸池の中之島のライトアップを行うこと。（橋梁も含む。）
- ⑧ 丸池の護岸沿いに低照明を設置または、丸池周辺の堤防方面を利用して設置すること。なお、丸池は尾張津島天王祭の祭事場所となるため、十分な協議、配慮を行うこと。
- ⑨ 特徴的な鳥居や樹木に、部分的なライトアップを行うこと。
また、ライトアップを行う際は樹木を特徴的に魅せられるよう剪定等を行い、公園の魅力を向上させられるよう検討すること。
なお、公園の視線を一心に集めることができるようなシンボルツリーを天王川公園内の市の木の中から選定または中之島へ新規で植樹を行い、ライトアップを検討すること。

オ 屋外コンセント設備に関する事項

- ① 尾張津島藤まつりのライトアップ及びイベント用の電源供給のための配管配線及び屋外用防水コンセントを今後の拡張性を考慮して占用引き込柱を取替えて整備すること。現状では 100A の引き込みにより野点及び藤棚のライトアップ（LED ランプ 70 個）、40A の引き込みにより出店対応を行っている。
- ② さくら祭りに必要なライトアップ及びイベント用の電源供給のための配管配線及び屋外用防水コンセントを今後の拡張性も考慮して占用引き込柱を取替えて整備すること。現状では 40A の引き込みにより桜のライトアップ、20A の引き込みで提灯の演出を行っている。
- ③ 屋外ステージの電源供給について、イベント等に対応したコンセントの設置を行うこと。現状は 20A のコンセントがある。簡易なステージイベントなどに対応して、40A コンセント 1 個以上（現フワフワドームイベント対応）、20A コン

セント4個以上の屋外用防水コンセントを整備すること。

- ④ 屋外用コンセントについて、盗電等の対応策について考慮すること。特にコンセントの量が多い場合、ブレーカーにより一括で通電しない方式など、管理が容易な対策とすること。

カ 弱電設備に関する事項

- ① 放送設備の新設について1台程度設置をすること。放送設備はサービスセンターから放送ができるシステムとして、迷子や災害時などに利用できる機器を整備すること。また、放送範囲は不特定多数の人が訪れることが見込まれる場所（藤棚や遊具広場等）の周囲とし、近隣の住宅地への騒音とならないように配慮すること。

※民間施設及び設備には設置不可

- ② 防犯カメラの新設について検討すること。現状では遊具広場周辺を対象とした防犯カメラが設置されており、中央トイレ倉庫にて防犯カメラ映像を保存している。追加で不特定多数の人が訪れることが見込まれる場所や防犯的に必要な個所に防犯カメラを設置し、サービスセンターでコントロール及び映像保存（有線またはWi-Fi無線環境で映像データの確認及び保存）できるよう整備する。また、公園利用者の映像データなどが物理的、システムの的に外部に流出しないようにプライバシーに配慮すること。特に夜間にいたずらなどが発生するケースが多く、防犯カメラは夜間での撮影ができるものとする。
- ③ 公園管理者用のWi-Fi設備の配置を検討すること。
- ④ 警報設備の新設、改修について検討すること。警報設備は、トイレ警報、ポンプ警報、駐車場警報などがある。警報の受信及び操作はサービスセンターで、一括管理できるように配慮すること。

(2) 設計業務

別添2のとおり

(3) 施工業務

別添3のとおり

(4) 工事監理業務

別添4のとおり

5. 実施体制

(1) 設計業務

監理技術者、照査技術者、担当技術者をおく。

(2) 施工業務

監理技術者、主任技術者（現場代理人）をおく。

(3) 工事管理業務

監理技術者、担当技術者をおく。

(4) その他

資格要件は、各要求水準書（別添2～4）に、基づく。

6. 施工条件

○ 施工時間帯

原則として午前8時30分から17時00分まで（土・日・祝日を除く）

※ただし、公園管理者が認める場合は、この限りではない。

7. 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 上記「4. 実施体制」に記載された者の届出（氏名、住所、経歴、資格証等）
- (3) 全体工程表（設計業務着手から施工業務完了まで）
- (4) 業務計画書（設計業務、工事管理業務）、施工計画書（施工業務）
- (5) 完了届
- (6) 各要求水準書（別添2～4）に定めた書類
- (7) その他監督員が必要と認めた資料

8. 各種申請・保険

- (1) 本件に関わる申請等の関係法令に基づく申請、関係官公署等への届出手続き、電気の引込に要する費用（打合せ等含む。）は請負者の負担とする。
- (2) 工事保険等の保険に関する費用は請負者の負担とする。

9. 契約金額の変更

原則契約金額の変更は行わない。ただし、下記の場合は、発注者と請負者で協議により決定する。

- (1) 予見できない地中埋設物があった場合
- (2) 本要求水準書に示した要求水準が変更になった場合
- (3) 設計基準等が改正になった場合
- (4) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災など、請負者の責めに帰すことができない事象により設計変更が必要になった場合